

「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	文部科学省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続

1 手続の概要及び電子化の状況**I 学校教育法****(1) 私立大学等の設置、私立大学等の学部等の設置の認可**

① 手続の概要

学校教育法第四条第一項で定めるとおり、私立大学等が大学、大学の学部、大学院及び大学院の研究科等を設置する際にその旨を文部科学大臣の認可を受けるものである。

② 電子化の状況

平成29年度申請分より、提出書類の一部（申請内容の補足説明のために必要な参考資料、大学により10～20種類以上を添付する）を電子データでの提出に変更し、審査委員に配布する際も紙に印刷せずタブレット端末を利用することとしている。

また、提出書類の必要な書類についても見直しを諮り、「学生確保の見通しを記載した書類」（15部、1大学あたり750枚程度）の提出を不要としたところ。

(2) 私立大学等の廃止・設置者の変更等の認可

① 手続の概要

学校教育法第四条第一項で定めるとおり、私立大学等を廃止する際や私立大学等が設置者を変更する際にその旨を文部科学大臣の認可を受けるものである。

② 電子化の状況

手続きの電子化については未整備。

なお、申請書の提出は郵送により受け付けており、申請者において相談の希望あるいは調整の必要な事項が無い限り、原則として来省は不要としている。

※その他、設置認可全般について、「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」について文部科学省ホームページにおいて公表するとともに、毎年度Q&Aを充実することとしている。

(3) 私立大学等の学部等の設置・廃止等の届出

① 手続の概要

学校教育法第四条第二項で定めるとおり、私立大学等が大学の学部、大学院及び大学院の研究科等の設置であって学位の種類及び分野の変更を伴わない場合、または、大学の学部、大学院及び大学院の研究科等を廃止する際、その他、学校教育法施行令第二十三条の二で定める事項について、文部科学大臣に届け出るものである。

② 電子化の状況

手続きの電子化については未整備。

(4) 私立大学等の学部等の設置の届出

① 手続の概要

学校教育法第十条で定めるとおり、私立大学等が校長を定めた際に、その旨を文部科学大臣に届出るものである。

② 電子化の状況

手続きの電子化については未整備。

II 教育職員免許法**(1) 免許状更新講習の認定**

① 手続の概要

教育職員免許法第九条の三に基づき、教員免許状所持者が免許状を更新するために受講する、大学等が開設する免許状更新講習の認定を行うものである。

② 電子化の状況

免許状更新講習の申請については、ウェブ上に申請要領や申請書類の様式を掲載し、大学等が閲覧・ダウンロードを可能としている。

また、一部の書類については、メールのみの提出を可能としている。
申請手続きの相談については、随時、電話・メールにより対応している。

(2) 免許状更新講習の変更の届出

① 手続きの概要

免許状更新講習規則第三条に基づき、免許状更新講習の開設日や講習内容等の変更の届け出を行うものである。

② 電子化の状況

ウェブ上に変更の届出に係る提出書類の様式を掲載し、ダウンロードを可能としている。
変更の届出の相談については、随時、電話・メールにより対応している。

(3) 免許状更新講習の評価結果の報告

① 手続きの概要

免許状更新講習規則第七条に基づき、免許状更新講習の内容・方法や運営面等に関する評価結果の報告を行うものである。

② 電子化の状況

ウェブ上に評価結果報告に係る提出書類等の様式を掲載し、ダウンロードを可能としている。また、一部の書類については、メールのみの提出を可能としている。
報告の相談については、随時、電話・メールにより対応している。

(4) 課程認定大学の教育課程変更の届出

① 手続きの概要

教育職員免許法施行規則第二十一条第二項に基づき、免許状授与の所要資格を得させるための課程認定大学において教育課程の変更があった際の届出を行わせるものである。

② 電子化の状況

システムを独自に構築・運営していない。
ウェブ上に申請要領や申請書類の様式を掲載、閲覧・ダウンロードを可能としている。
手続きの相談については、随時、電話・メールにより対応している

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

I 学校教育法

(1) 私立大学等の設置、私立大学等の学部等の設置の認可

これまで申請者が計画的、効率的に申請書の作成ができるように、下記の業務改善等を行っており、現状においても効率的な方法で当該事務を進めている。

・毎年12月頃に、申請書類作成の手引きを作成し学校法人等に送付するとともに、毎年12月に事務担当者説明会を開催し申請書類の作成に関する注意事項等を説明している。

・申請書の記入要領について、大学等からの問合せや意見を踏まえ記入方法の具体的な表示、留意事項の追加、記載の見直し、Q&Aの見直しなどの改善を行っている。

・申請書に記載する項目については、審査のために最低限必要な項目に絞っている。

・申請に関する問い合わせは、電話・メールにより随時受け付けており、直接の相談についても年間を通して相談可能日を設け、迅速に対応している。

平成29年度に、提出書類の見直しや手続きのIT化など申請者の更なる負担軽減の方策を検討し、今後、申請書類の提出部数削減を行うこととし、平成30年度に円滑な審査の方法を確認し、平成31年度中に提出部数削減に必要な省令改正を行う。

(2) 私立大学等の廃止・設置者の変更等の認可

過去の申請において申請書類の補足・修正等を求めた箇所については、毎年「申請の手引き」において記載内容を見直しマニュアル化するなど、私立大学等の負担が最小限になるよう配慮している

(3) 私立大学等の学部等の設置・廃止等の届出

(2)に同じ

(4) 私立大学等の学部等の設置の届出

(2)に同じ

II 教育職員免許法

(1) 免許状の更新講習の認定

- これまで下記の業務改善等を行っており、現状においても効率的な方法で当該事務を進めている。
- ・毎年10月に、免許状更新講習の認定申請等要領を大学等に送付し、認定申請を計画的に進められるよう、毎月の申請締切日、認定時期などのスケジュールを明示している。
 - ・申請書の記入要領について、大学等からの問合せや意見を踏まえ、記入方法の具体的な表示、留意事項の追加、記載の見直しなどの改善を行っている。
 - ・申請書に記載する項目については、審査のために最低限必要な項目に絞っている。
 - ・申請に関する問合せは、電話・メールにより随時受け付けており、迅速に対応している。

平成29年度には、さらなる行政手続コスト削減のため、大学等が申請を行う際の手合せや申請後の修正に係る時間を削減できるよう、記入要領等をより分かりやすく見直すなどの対応を進めた。手続のIT化についても、「規制制度改革との連携による行政手続・民間取引IT化に向けたアクションプラン」も踏まえ、検討してきた。

また、平成30年4月から、独立行政法人教職員支援機構へ更新講習の認定に関する事務等を移管することとしており、これにあわせて新たにWeb入力システムを開発・運用し、必要事項の記入により各申請書等の様式を自動作成し、オンライン化することで、行政手続コストの削減を進める。さらに、策定予定の押印見直しガイドライン等をもとに、本人確認方法の検討を行う。

(2) 免許状の更新講習の変更の届出

(1)に同じ

(3) 免許状更新講習の評価結果の報告

(1)に同じ

(4) 課程認定大学の教育課程変更の届出

- これまで下記の業務改善等を行っており、現状においても効率的な方法で当該事務を進めている。
- ・毎年11月下旬頃に、申請要領(届出部分も含む)を各大学に送付し、届出を計画的に進められるよう、締切日などのスケジュールを明示している。
 - ・届出書の記入要領について、記入方法の具体的な表示、留意事項の増加、記載の見直しなどの改善を行っている。
 - ・届出書への記載項目については、必要最小限に絞っている。
 - ・届出に関する問い合わせは、電話・メールにより随時、対応している。

平成29年度以降には、さらなる行政手続コスト削減のため、記入要領等をより分かりやすく見直すとともに、策定予定の押印見直しガイドライン等をもとに、本人確認方法の検討を行う。

3 コスト計測

1. 選定理由

I 学校教育法

(1) 私立大学等の設置、私立大学等の学部等の設置の認可

民間事業者(私立大学等)からの申請件数が多いことと、現在、コスト削減について、一定の取組を行っているものであり、その効果も併せて測定することが適切であると考えため。

II 教育職員免許法

(1) 免許状の更新講習の認定

民間事業者(私立大学等)からの申請件数が多いため。

2. コスト計測の方法及び時期

I 学校教育法

(1) 私立大学等の設置、私立大学等の学部等の設置の認可

コスト計測については、毎年申請者や申請内容等が異なるため一律に計測することが困難であることから、平成29年12月末までに提出された申請書類の平均的な枚数を計測しており、平成30年度以降も引き続き申請者からの申請状況を確認し削減に係るコストの削減状況を計測する。

II 教育職員免許法

(1) 免許状の更新講習の認定

平成29年度のコスト計測については、11月に複数の大学等に対し、申請に係る提出書類作成、問合せ、書類の提出、修正対応等に係る時間について、それぞれヒアリングを行うこととする。

平成30年度以降も、引き続き調査を行い、行政手続きコストの推移を確認する。